

桜美林大学による指定養成施設の自主返上について

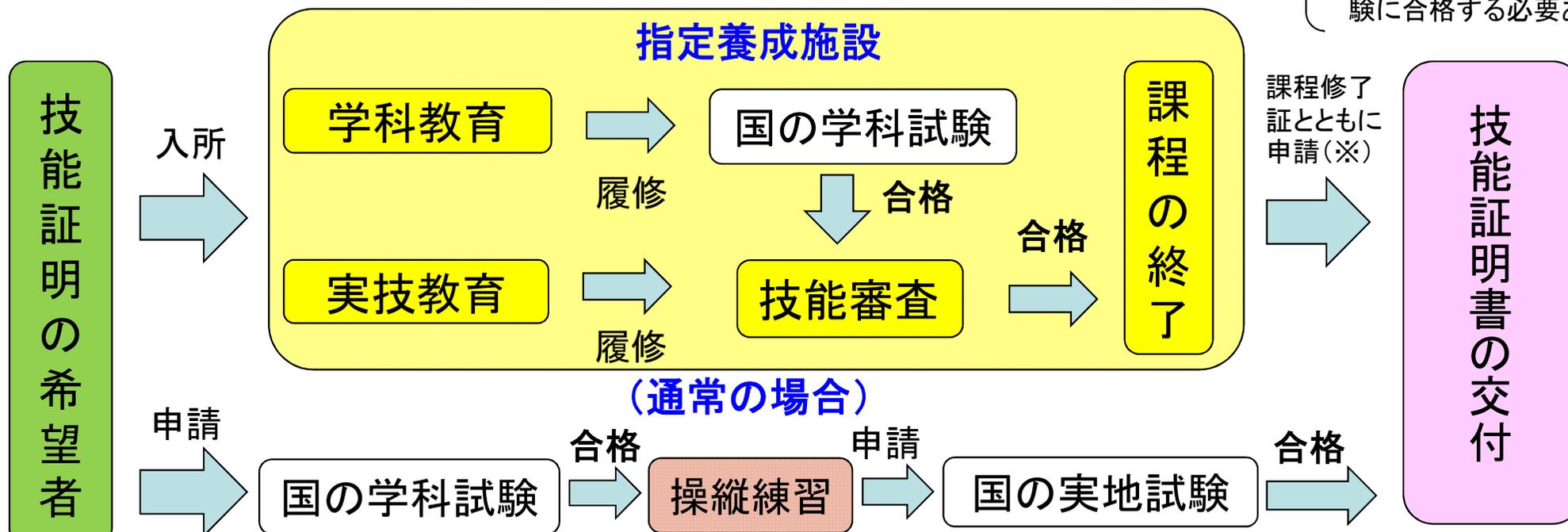
平成27年4月6日
国土交通省航空局

指定養成施設制度について

- ・指定養成施設制度とは、申請により指定した操縦士や整備士に係る養成施設の課程において、教育規程(※)に従って訓練や審査を受け、課程を修了した者に対して、国は実地試験の全部又は一部を行わないことができる制度。
 ※教育規程は、教官や記録の管理を含む施設運営のための制度、教育の内容・方法、技能審査の方法等を規定した文書であり、申請の際に提出し、基準に適合しているのか国の審査を受ける。
- ・なお、指定養成施設では、訓練生が国家試験を受験しないかわりに当該施設に配置された技能審査員(※)が訓練生に対し技能審査を実施することとしている。
 ※技能審査員は、国による認定を受ける必要あり。
- ・指定養成施設の適切な運営・管理を確保するため、国は定期検査等の立入検査を実施。(特定本邦航空運送事業者は毎年、それ以外は隔年)
- ・現在、パイロット養成課程を有する指定養成施設は14施設。(内、私立大学は東海大及び法政大)

指定養成施設課程の修了者に対する技能証明書交付の流れ

※実地試験の一部免除の場合には、国による一部試験に合格する必要あり。



※例えば、事業用操縦士の場合、200時間

桜美林大学による自主的な返上について

経緯等

- H20.4 桜美林大学が、フライト・オペレーション・コースを開設し、操縦士の養成開始
- H24.4 国土交通大臣より指定を受け、「事業用操縦士の技能証明」及び「計器飛行証明」の課程を実施（実技訓練は、ニュージーランドの訓練所へ委託）
- H26.10～12 国土交通省が、桜美林大学の国内キャンパス及び委託先の訓練所へ立入検査
- H27.1 教官の訓練や審査、訓練記録等の点について、委託先の訓練所の管理に係る不適切な事項を指摘
- ・教官任用する際、教育規程の手続きに従っていない
 - ・教官の年1回の定期審査の未実施
 - ・学生の訓練記録に教官の証明漏れや誤記、空欄が多数
- H27.3 桜美林大学は、訓練の管理体制の再構築のため、指定養成施設の指定を自主的に返上

※平成25年度までに、桜美林大学からは42名が卒業し、全員が航空会社へ就職している。

航空局等の対応

○航空局では、同校4年生については以下のとおり対応している。

- ・既に指定養成施設のコースを修了し、技能証明を取得した10名については、航空従事者試験官による技量確認を行い、所定の知識及び技量を有していることを確認済み。
- ・残りの3名については、航空従事者試験官による実地試験を行っている

○また、同校において訓練中及び今後訓練を受ける学生については、国の実地試験を受けさせ、免許を取得させることとしている。

○桜美林大学は、今後、体制を再構築の上、再度指定を受けることを目指している。